

新聞の「声・気流」などを話し合う会規約

- 第1条 (名称) この会の名称は「新聞の『声・気流』などを話し合う会」とする。
- 第2条 (所在地) この会の所在地は世田谷区弦巻3-15-24とする。
- 第3条 (目的) この会の目的は「新聞の『声・気流』などを話し合う」こととする。
- 第4条 (構成員) この会の構成員は「新聞の『声・気流』などを話し合う会」の趣旨に賛同する市民とする。
- 第5条 (役員) この会の役員は次の通りとする。
代表者 藍 武二郎 副代表者 海野 修 会計監査 羽毛田 信
- 第6条 (運営) この会の運営は諸問題が発生した場合、通常の会議のなかで審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。
- 第7条 (財務) この会の財務は会計が適正に管理を行い、通常の会議のなかで会計監査の閲覧を受けるものとする。
- 第8条 (改正) この会の規約の改正は構成員の過半数の同意をもってすることができる。
- 第9条 (設立年月日) この会の設立年月日は2018年2月19日とし、世田谷「けやきネット」に登録する。
- 第10条 (規約施行日) この会の規約施行日は2018年2月19日とする。